

# 「まもりすまい延長保険の概要」

## 保証期間延長瑕疵保証責任保険

この「まもりすまい延長保険の概要」は、住宅事業者が加入する保険について、住宅所有者様に  
関わる重要な事項など、特にご確認いただきたい事項を記載していますので、必ずお読みいた  
だきますようお願いいたします。なお、本書面は、本保険に関するすべての内容を記載しているもの  
ではありません。保険契約内容の詳細については、住宅事業者、住宅保証機構または事務機関等  
の保険取次店までお問合せください。

住宅所有者の  
みなさまへ

## 保険のしくみおよび内容など

### 保険の名称

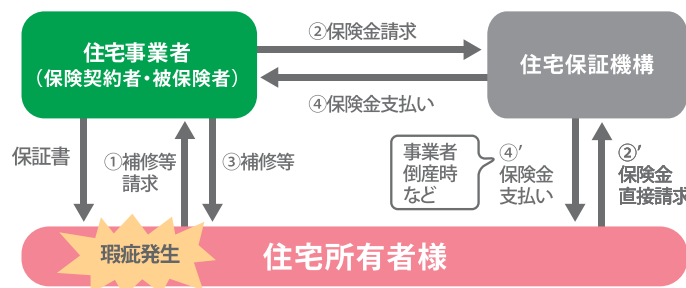
#### 保証期間延長

#### 瑕疵保証責任保険

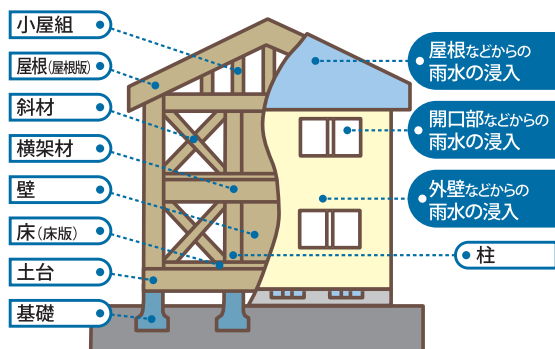
(保険商品名:まもりすまい延長保険)

この保険は、住宅保証機構が  
「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等  
に関する法律」に基づいて行うものです。

#### 【保険のしくみ】

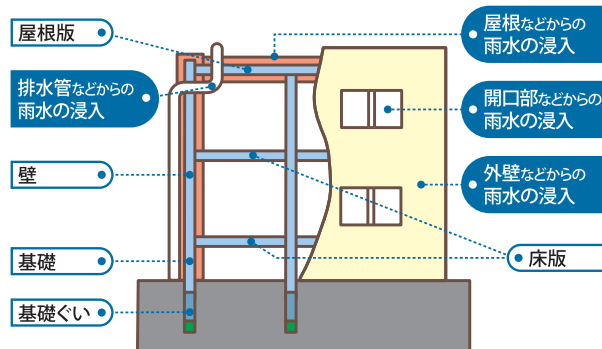


### 保険の対象となる基本構造部分(例)



#### 木造(在来軸組工法)の戸建住宅

(例) 2階建ての場合の骨組み(小屋組、軸組、床組)等の構成



#### 鉄筋コンクリート造(壁式工法)の共同住宅

(例) 2階建ての場合の骨組み(壁、床版)等の構成

住宅取得者様は、ご契約の前に、必ず保険契約の内容をご確認のうえ、「保険契約内容確認シート」にチェックおよび署名または記名押印をお願いします。

## 保険期間(保険のご契約期間)

- 保険責任は、住宅事業者様が住宅所有者様に交付する保証書に記載の保証開始日に始まります。
- 保険期間は、お申込プランにより、保証開始日より5年または10年間です。

お申込プラン名	保険期間
10年延長プラン	10年間※
5年延長プラン【1回目】	5年間
5年延長プラン【2回目】	

※条件によって、保険期間が10年を超える場合がありますので、住宅事業者までご確認ください。

## 保険金のお支払

### ① 保険金をお支払する主な場合

- 住宅の基本構造部分の隠れた瑕疵に起因する、基本構造部分の基本的な耐力性能または防水性能を満たさない場合の保険事故において、住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお、瑕疵保証責任を履行できない場合、住宅保証機構は、住宅事業者が瑕疵保証責任を負担するべきであった損害の範囲において、住宅所有者様に対して保険金をお支払します。(住宅事業者が瑕疵保証責任を履行できる場合は、住宅事業者に保険金をお支払します。)

- お支払する主な保険金は次のとおりです。

- 保険事故を補修するために必要な材料費、労務費、そのほかの直接費用
- 補修の範囲、方法、金額を確定するための調査費用
- 仮住居・移転費用

### ② 保険金をお支払できない主な場合

- 次に掲げる事由により生じた損害については、保険金をお支払しません。
  - 洪水、台風等の自然変象もしくは火災、落雷、爆発等の偶然または外来の事由
  - 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵
  - 住宅の虫食いまたは瑕疵によらない保険付保住宅の自然の消耗等の事由
  - 住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理
  - 保険開始日以降に行った住宅の増築・改築・補修の工事またはそれらの工事部分の瑕疵  
※ただし、5年延長プラン【1回目】の場合、5年延長プラン【2回目】にお申込みの上実施されるメンテナンス工事(基本構造部分の基本的な耐力性能または防水性能を維持又は回復させるための工事)は、保険金のお支払対象となります。
  - 地震または噴火もしくはこれらによる津波が原因となって生じた火災による焼損、損害、埋没、流出等の被害(ただし、瑕疵の原因がこれらによらないことが明らかな場合を除きます。)
- 上記のほかにも保険金をお支払できない場合がありますので、詳しくは、右の二次元コード、または住宅保証機構(株)のホームページの「まもりすまい延長保険 契約内容のご案内」をご覧ください。▶ [https://www.mamoris.jp/owner\\_agreement/](https://www.mamoris.jp/owner_agreement/)



## 保険金額等

### ① 保険金支払限度額について

	一戸建住宅	共同住宅等
1住宅あたり限度額	500万円、1,000万円 または 2,000万円 ※1住宅あたり限度額は、住宅事業者までご確認ください。	
調査費用※2	1住宅あたり/補修金額の10%または10万円のいずれか大きい額 ◆ただし、調査費用の実額または50万円のうち小さい方を限度	1住宅あたり/補修金額の10%または10万円のいずれか大きい額 ◆ただし、調査費用の実額または200万円のうち小さい方を限度
仮住居・移転費用※2	1住宅あたり50万円	1住宅あたり50万円

※調査費用および仮住居・移転費用については1住宅あたりの保険金支払限度額の内枠とします。

※以下の特約が付帯される場合の当該部分の保険金額は、上記限度額に含まれます。

- 住宅リフォームの瑕疵担保責任に関する特約条項
- 給排水管路の瑕疵担保責任に関する特約条項
- 給排水管路・給排水設備・電気設備・ガス設備の瑕疵担保責任に関する特約条項

1

2

3



## ②免責金額(住宅所有者様の自己負担額)

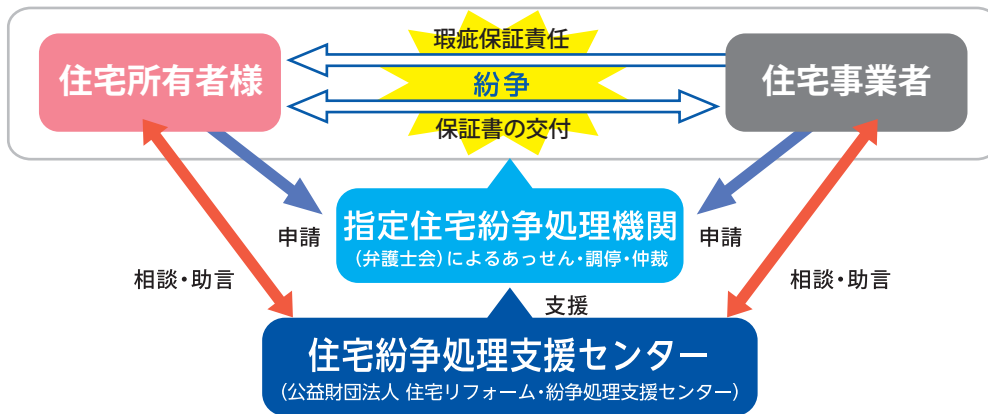
住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵保証責任を履行できない場合で、住宅所有者様に保険金をお支払する場合の支払保険金は、保険の対象となる損害の額から**免責金額(10万円)**を引いた額となります。**免責金額(10万円)**は住宅所有者様の自己負担となります。

## 住宅紛争処理に関する事項

※2022年10月1日よりご利用ができます。

- 住宅所有者様と住宅事業者との間に瑕疵保証責任に関する紛争が生じた場合、紛争の当事者は、指定住宅紛争処理機関による紛争処理支援制度(あっせん・調停・仲裁)を利用することができます。  
◎ご利用には所定の申請料がかかります。
- 住宅保証機構は、上記の紛争処理において、指定住宅紛争処理機関から意見照会または参加要請のあったときは、これに応じるとともに、紛争処理において成立した調停等の結果を尊重します。

保険付保住宅の紛争処理について



## 付帯される特約の概要

### ○「故意・重過失損害担保特約条項」

この特約が付帯されることにより、住宅事業者の故意・重過失にかかる損害について、住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお保証責任を履行できない場合に限り、住宅所有者様に保険金をお支払します。

### ○住宅リフォームの瑕疵担保責任に関する特約条項

この特約が付帯されることにより、構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分以外のリフォーム工事の瑕疵に起因して、社会通念上必要とされる性能を満たさない場合に保険金をお支払します。

### ○共同住宅等に関する特約条項

この契約が付帯されることにより、一戸建住宅以外の住宅(共同住宅、長屋建住宅等)を対象とする契約に自動的に付帯し、限度額、保険金請求の手続き等に係る諸規定について普通保険約款の補足、読み替えをして保険金をお支払します。

### ○給排水管路の瑕疵担保責任に関する特約条項

この特約が付帯されることにより、給排水管路の瑕疵に起因して、給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合に保険金をお支払します。

### ○給排水管路・給排水設備・電気設備・ガス設備の瑕疵担保責任に関する特約条項

この特約が付帯されている場合、給排水管路・給排水設備・電気設備・ガス設備の瑕疵に起因して、給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合もしくは給排水設備、電気設備またはガス設備の機能が失われた場合に保険金をお支払します。





# この保険に関するお問合せ窓口

## 一般的なお問合せ

この保険に関する一般的なお問合せ・相談等や、保険事故が発生した場合については、住宅保証機構または統括事務機関にご連絡ください。

住宅保証機構株式会社

**03-6435-8870**

[受付時間]月～金9:00-17:00  
(祝日、12月29日～1月3日は除く)

## ご意見・苦情など

この保険に関するご意見・苦情等については、住宅保証機構にご連絡ください。

住宅保証機構株式会社  
[コールセンター]

**03-6435-8871**

[受付時間]月～金9:00-17:00  
(祝日、12月29日～1月3日は除く)

## 保険付保住宅で...

保険付保住宅について、住宅事業者と住宅所有者様の間でお困りのことが起こったら、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターにご相談いただくこともできます。お電話の際はお手元に保険付保証明書をご用意ください。(この保険の具体的な内容等に関するお問合せ等は除きます)

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

**0120-276-500**

※一部のIP電話等をご利用の方は、03-3556-5147をご利用ください。

[受付時間]月～金10:00-17:00  
(祝日、12月29日～1月3日は除く)

住宅保証機構の個人情報に関する取扱いについては、住宅保証機構ホームページにて「個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)」として公表しております。詳細については、住宅保証機構ホームページ(<https://www.mamoris.jp/privacy/>)をご確認下さい。

## 統括事務機関

一般財団法人 北海道建築指導センター	011-271-9980	一般財団法人 滋賀県建築住宅センター	077-569-6501
一般社団法人 青森県建築士会	017-773-2878	一般社団法人 京都府建築士会	075-211-2877
一般財団法人 岩手県建築住宅センター	019-623-4420	住宅保証機構株式会社(大阪府の場合)	03-6435-8870
一般財団法人 宮城県建築住宅センター	022-265-3605	住宅保証機構株式会社(兵庫県の場合)	03-6435-8870
一般財団法人 秋田県建築住宅センター	018-836-7851	一般財団法人 なら建築住宅センター	0742-27-3399
株式会社 山形県建築サポートセンター	023-645-6600	一般財団法人 和歌山県建築住宅防災センター	073-431-9220
一般財団法人 ふくしま建築住宅センター	024-573-0118	一般財団法人 鳥取県建築住宅検査センター	0857-21-6702
一般財団法人 茨城県建築住宅センター	029-305-7300	一般財団法人 島根県建築住宅センター	0852-33-7238
一般社団法人 栃木県建築士会	028-639-3150	岡山県建築住宅センター株式会社	086-243-3266
公益財団法人 群馬県建設技術センター	027-251-6749	株式会社広島建築住宅センター	082-836-6222
一般財団法人 さいたま住宅検査センター	048-621-5118	一般財団法人 山口県建築住宅センター	083-921-8722
株式会社 千葉県建築住宅センター	043-222-0109	公益社団法人 徳島県建築士会	088-653-7570
公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター	03-5989-1648	株式会社 香川県建築住宅センター	087-832-5270
一般財団法人 神奈川県建築安全協会	045-212-3956	株式会社 愛媛建築住宅センター	089-931-3336
一般財団法人 にいがた住宅センター	025-283-0851	公益社団法人 高知県建設技術公社	088-879-0250
一般財団法人 富山県建築住宅センター	076-439-0248	一般財団法人 福岡県建築住宅センター	092-725-0850
一般財団法人 石川県建築住宅センター	076-262-6543	公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構	0952-97-5610
一般財団法人 福井県建築住宅センター	0776-23-0457	一般財団法人 長崎県住宅・建築総合センター	095-825-6944
一般財団法人 山梨県建築士会	055-237-6322	一般財団法人 熊本建築審査センター	096-385-0881
一般財団法人 長野県建築住宅センター	026-219-1061	一般財団法人 大分県建築住宅センター	097-537-0300
株式会社 ぎふ建築住宅センター	058-275-9033	一般財団法人 宮崎県建築住宅センター	0985-50-5586
住宅保証機構株式会社(静岡県の場合)	03-6435-8870	公益財団法人 鹿児島県住宅・建築総合センター	099-224-4548
住宅保証機構株式会社(愛知県の場合)	03-6435-8870	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	098-893-5611
公益財団法人 三重県建設技術センター	059-229-5613		

2024年4月1日現在

保険取次店



安心を、ささえる。未来へ、つなぐ。

**住宅保証機構株式会社**

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル  
TEL. 03-6435-8870 FAX. 03-3432-0571

<https://www.mamoris.jp>

2165072404